

vol.4『ふるさと納税のまじめな話』

みなさんは、令和5年10月からふるさと納税制度が変わったというのをご存知ですか。令和5年9月以前にふるさと納税をしていて、10月以降にリピートしようとしたら金額が高くなっていて、残念な思いをしたというご経験はないでしょうか。私は、10,000円でジュースがもらえるふるさと納税をリピートしたのですが、令和5年10月になってから同じ返礼品で申し込んだら、なんと、11,000円となっていました。なかなかのショックでした。

返礼品が楽しみなふるさと納税、いったい何が変わったのでしょうか。

ふるさと納税とは

ふるさと納税とは、都道府県、市区町村への「寄附」です。そして、ふるさと納税をすると、確定申告を行うことで、寄附金合計額から2,000円を除いた金額が控除の対象となる上に、返礼品を受け取ることができます。

サラリーマンの方など、確定申告の必要がない方は、ふるさと納税の寄附先が5自治体以内である場合には、ワンストップ特例があり、申請書に必要事項を記入して、寄附した自治体に送るだけで、寄附金合計額から2,000円を除いた金額が住民税から控除されます。

応援したい地方公共団体を選び、寄附金の使い道も指定することもでき、その地域

に貢献することができます。さらに、返礼品として、その地域の特産物などが貰えたりしますので、かなり魅力的な制度といえます。

なぜ同じ返礼品なのに金額が高くなったのか

返礼品等については、「寄附金の額の3割に相当する金額以下であること」という基準が地方税法に定められています。これは、令和元年からの要件です。

今回は、この要件に加え、「寄附金募集に要する費用の合計額が、寄附金の合計額の5割に相当する金額以下であること」という要件が見直され、今までこの募集費用に含まれていなかった寄附金受領証の発行費用なども含めて5割以下にしなくてはいけなくなったのです。その分が返礼品の割合を下げている原因かと思われます。

どうして見直されたのか

総務省の説明によると、①寄附金のうち、少なくとも半分以上は寄附先のために使われるべき、②手続きのデジタル化を進めて経費削減すべき、という理由とのことです。今までと同じ金額のふるさと納税をしても、返礼品等に相当する金額が下がってしまうのは残念なことですが、見直しの理由も理解できるところではあるので、制度理解を深めながら、今後も有意義なふるさと納税を楽しみましょう。



DATA

税理士法人アドバンス 名古屋北オフィス
社員税理士
松谷 泰子（まつたに やすこ）
〒 462-0837
名古屋市北区大杉三丁目8番1号
電話：052-890-8100



Amazon



Rakuten
ブックス

